

daily コラム

2026年5月21日(木)

〒308-0842 茨城県筑西市一本松 624-3

税理士法人和敬会筑西事務所 TEL 0296-22-3689 FAX 0296-25-0627

Email tfc@wakei-kai.com

富裕者は一律税率

一億円の壁突破のミニマムTAX

申告元年である今年のミニマムTAXの制度内容(令和7年分)は、次の通りです。

(A) 基準所得金額：総所得金額と分離課税所得金額との合計額（申告不要制度適用なしの金額）

(B) 基準所得税額：申告不要制度適用なしの申告書上の所得税の額

$$\text{増加する税} = (A - 3.3 \text{ 億円}) \times 22.5\% - B$$

実務データが揃う前に制度改正

今年の税制改正後（令和9年以後分）の算式は次のように変わります。

$$\text{増加する税} = (A - 1.65 \text{ 億円}) \times 30\% - B$$

本来なら、制度を2~3年運用してから見直すのが普通ですが、富裕層への負担強化を急いでいるようです。

申告元年での対象者は、200人と予想されていて、今次の改正後は、2,000人と予想されているようです。

算式を分解すると意味が分かる

$$\begin{aligned} & (A - 3.3 \text{ 億円}) \times 22.5\% \\ &= 0.225A - 3.3 \text{ 億円} \times 0.225 \\ &= 0.225A - 7,425 \text{ 万円} \end{aligned}$$

要するに、税額基礎控除が7,425万円としての定率22.5%の税額計算式だったのです。通常の申告不要制度を選択しなかったと

きの、課税所得全体に22.5%の税率を乗じて基礎控除を引いた額が、ミニマムTAX税額です。

それに対し、通常の申告不要をしないで申告したときの税額を算出します。この2つの税額の、いずれか高い方が、その人の、その年の所得税額になるという事なのです。

今年の改正後の算式では

$$\begin{aligned} & (A - 1.65 \text{ 億円}) \times 30\% \\ &= 0.3A - 1.65 \text{ 億円} \times 0.3 \\ &= 0.3A - 4,950 \text{ 万円} \end{aligned}$$

令和9年分の所得税の申告からは、税額基礎控除が4,950万円に減って、一律30%で計算します。

ミニマムTAX対象者の実効税率

今年の申告の場合、7,425万円の基礎控除の効果があるので、ミニマムTAX負担対象者でも、課税所得全体に対する実効税率は、22.5%に遥かに及びません。100億円、200億円レベルになると、限りなく22.5%に接近します。

ただし、3.3億円超の金額の部分を分母にして、その部分の実効税率を計算すると、10億円レベルからは、ことごとく22.5%となり、多段階税率ではなく、一律税率であることが、確認できます。



申告不要制度を前提とした発想は、富裕者税制では、卒業しないとダメだね。